

市立学校にて新型コロナウイルス感染症患者が発生した際の対応について

みだしのことにつきまして、新型コロナウイルス感染症は、まだ解明されていないことが多い感染症であり、また感染者の活動の態様によっても感染拡大の可能性も異なってくることが考えられます。今後、市内の学校におきまして、感染が発生することも考えられ、学校にて児童生徒及び教職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について、下記のとおりと致します。ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 風邪症状や37.5°C以上の発熱があった場合

毎朝、お子さまの健康観察をし、健康観察カードに検温結果を記入の上、学校へ持たせてください。以下の場合は、登校を控え、学校へ連絡の上、休ませてください。この場合、欠席扱いとせずに出席停止扱いとします。

①風邪症状がある場合。

②37.5°C以上の発熱があった場合。なお、この場合は、解熱日を0日とし、解熱後2日経過するまで登校を控えてください。

※登校の際には、医師による意見書や登校許可書は必要ありません。

2. お子様や同居のご家族の方が感染者、濃厚接触者と判定された場合やPCR検査を受けた場合

①お子さまや同居するご家族の方が感染者又は濃厚接触者と判定された場合は、必ず学校まで連絡願います。

②お子さまがPCR検査を受けた場合は、必ず学校まで連絡願います。

③同居するご家族の方がPCR検査を受けた場合は、できるだけ学校まで連絡願います。

教育委員会は、学校からの報告を受けた後、個人情報の取扱いに十分留意したうえで、伊丹健康福祉事務所等の関係機関と協議の上、下記の「3」「4」の措置を講じます。

3. 児童生徒及び教職員が濃厚接触者となった場合

①児童生徒及び教職員は、感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間を自宅待機(出席停止)とします。

②児童生徒及び職員の同居家族の感染が判明した場合、濃厚接触者と認定される前でも感染予防のため、判明した2日前を接触日と考え、その日から2週間を自宅待機(出席停止)とします。

③自宅待機中は、健康観察していただき学校との連絡をお願いします。

4. 児童生徒及び教職員が感染者となった場合

①学校内における活動の状態、接触者の多少、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、総合的に考慮し、伊丹健康福祉事務所等の関係機関と十分協議の上、臨時休業を実施いたします。

②臨時休業は、基本2週間とします。

5. 新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について

新型コロナウイルスに関連して、感染した人や治療に従事した医療関係者とその家族、外国から帰国された人、外国籍の人等に対して、不当な差別や偏見、いじめ等があつてはなりません。特にインターネット上のサイトやSNS等で、感染症や関係者に対する誹謗中傷や心無い書き込み等、誤った情報が広がっています。こうした差別や偏見等が拡がることは、新型コロナウイルス感染症に対する人々の不安を煽り、感染拡大防止の妨げにもなります。不確かな情報に惑わされることなく、一人一人がお互いを思いやり、冷静に行動していただきますようお願いします。